

職員の懲戒処分について

OIST は、2025 年 8 月 1 日付で、1 名の職員に対して、降格及び降格に伴う減給を行いました。当該職員は規程に反し、配下職員の勤怠管理を怠り、通勤費の過払いにより本学に損害を与えました。このことは、就業規則「故意又は重大な過失により学園に損害を与えたとき」、「法令、規則、規定、P R P 又は細則に違反したとき」、「その他上記に準ずる行為があったとき」に該当する事から懲戒処分としたものです。

本学として、このことを厳粛に受け止め、今後このようなことがおこらないよう、再発防止にあたっていく所存です。

沖縄科学技術大学院大学学長兼理事長
カリン・マルキデス